

## 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（令和6年度分）に係る 点検・評価の方法等について

### 1 子ども・子育て支援事業計画について

- 子ども・子育て支援法では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしています。
- 計画に基づく事業の実施状況については、毎年度、点検・評価し、結果を公表することとされています。
- また、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には計画の見直しを行うとされています。
- このことを踏まえ区では、5か年を1期とした「杉並区子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。令和6年度は第2期の計画期間が終了することから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期計画を策定しました。

### 2 点検・評価の目的

子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図るため、子ども・子育て会議の意見を聴き、毎年度における同計画の進捗状況を点検・評価し、必要な措置を講じるために実施します。

### 3 点検・評価の方法

第2期の計画期間（令和2～6年度）の最終年度の点検・評価となります。

点検・評価の方法については昨年度と同様に、主として次の内容により行います。

- ① 各事業の「量の見込み」及び「確保量」の計画数値と実績値との比較
- ② 計画と実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の必要な措置に関する考え方を明示
- ③ 上記について、令和2～6年度の状況を示し、令和6年度分の点検・評価を総括

※点検・評価に使用する帳票は、裏面の点検・評価票（令和6年度分）を参照。

## 凡 例

### Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業

#### 1 妊婦健康診査(妊婦健康診査事業)

##### (1) 事業の概要

- 妊婦の健康を保持し、安全な出産を迎えるために、健康状況の把握、腹囲・体重・血圧測定・尿検査及び保健指導等を行います。

第2期計画期間(令和2～6年度)の計画数値及び令和5年度までの実績を記載しています。

(4回)(※)、子宮頸がん検診(1回)を、東京都内の医療機関に健康診査を受けられるよう、費用の一部を助成します。

超音波検査を1回から4回に拡充しています。

##### (2) 計画と実績

(単位:人)

|                     |       | 令和2(2020)年度 | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 |
|---------------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み<br>(妊婦健康診査回数) | 計画    | 48,778      | 48,479      | 48,189      | 42,863      | 41,405      |
|                     | 実績(A) | 46,356      | 45,933      | 44,041      | 41,295      |             |
| 参考:受診者数             | 計画    | 4,646       | 4,617       | 4,589       | 4,511       | 4,357       |
|                     | 実績    | 4,452       | 4,279       | 3,990       | 3,782       |             |
| 確保量<br>(受診票交付枚数)    | 計画    | 68,460      | 68,040      | 60,634      | 65,786      | 63,546      |
|                     | 実績(B) | 65,478      | 62,762      | 58,114      | 55,440      |             |
| 参考:妊娠届出者数           | 計画    | 4,890       | 4,860       | 4,831       | 4,699       | 4,539       |
|                     | 実績    | 4,677       | 4,483       | 4,151       | 3,960       |             |
| 差引(B-A)             |       | 19,122      | 16,829      | 14,073      | 14,145      |             |

##### (3) 令和5年度(2023年度)の実施状況

令和5年度の実施状況や実績、課題等について記載しています。

- 令和5年度(2023年度)妊婦健康診査の受診票交付枚数(受診回数)は前年度比191人減となりました。これは、妊娠届出者数の減少(前年度比191人減)によるものです。
- 令和5年(2023年)6月から、超音波健康診査の受診票交付枚数を1回分から4回分に拡充しました。また、多胎妊婦には15回～19回目の追加の妊婦健康診査費用の一部助成を開始しました。
- 都内で受診した1回目の妊婦健康診査の受診率は概ね95～96%台で推移しており、令和5年度(2023年度)については95.5%となりました。

実施状況を踏まえて、今後の見通しと対応の方向性について記載しています。

##### (4) 今後の見通しと対応の方向性

- 妊婦に対し引き続き、「ゆりかご面接」(P6)等で受診の重要性を伝えていくとともに、支援を必要とする妊婦に対し、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携し、適切な支援を提供することにより、妊婦の健康の保持・増進を図っていきます。
- 低所得等の妊婦に対する初回産科受診に要する費用の助成を令和6年度(2024年度)中に開始し、経済的な負担を軽減することで、妊娠早期の段階から妊婦に寄り添い、必要な支援につなげる取組を充実させます。
- また、令和6年(2024年)10月より、都内助産院、都外医療機関で受診した場合でも、産後の申請により、その費用の一部を助成します。